

教育長	次長	係長	係	文書係
				



11教職第 172号
平成11年6月24日



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

夏期特別休暇の取扱いの改正について（通知）

このことについては、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第8号の特別休暇として、平成8年1月8日付け7教義第1105号（高知県教育長通知）により取り扱っていますが、その一部を改正し、平成11年7月1日から下記により実施することになりましたので、管内教職員に対しお知らせくださるとともに、適正な運用をご指導くださいますようお願いいたします。

記

（改正の内容）

1 実施期間

「7月1日から8月31日まで」を「7月1日から9月30日まで」に改める。

- 2 「臨時的任用教職員の身分、給与、勤務時間その他の勤務条件等の取扱要綱」（昭和53年12月19日教育長通知）第2条第3項に規定されている職員への付与日数は次の算式による。

$$\text{付与日数} = \frac{\text{7月1日から9月30日までの間の雇用日数}}{92} \times 5 \text{ 日}$$

（端数処理について）

小数点以下の端数については、少数第3位を四捨五入して算定し、

- ① 0.25 未満は、切り捨て
- ② 0.25 以上 0.75 未満は 4 / 8 日
- ③ 0.75 以上は 1 日

とする。